

市民税・県民税の納税通知書（普通徴収口座振替）について

通知書送付は年1回です。

1 納付について

この納税通知書により、金融機関で直接のお支払いは発生しません。

口座残高をご確認ください。

2 市民税・県民税の納付について

○普通徴収

納税者ご自身が納付書やスマートフォン決済、もしくは口座振替により納税する方法です。

通常6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて納付となります。

○給与からの特別徴収

事業所が市民税・県民税を給与天引きして納める方法です。6月から翌年5月までの12回に分けて納付する方法です。

○公的年金等からの特別徴収

■新たに公的年金から差し引かれる方

公的年金からの特別徴収が開始される年度は、公的年金等にかかる個人市民税・県民税の2分の1に相当する金額を普通徴収（第1期・第2期）の方法で納めていただき、残りの税額を10月・12月・翌年2月に支給される公的年金から差し引きます。

納付方法	普通徴収		特別徴収（本徴収）		
	1期（6月）	2期（8月）	10月	12月	2月
公的年金等の所得に対する税額	税額の1/4	同左	税額の1/6	同左	同左

■前年度に引き続き公的年金から差し引かれる方

令和4年度の公的年金等に係る税額の2分の1に相当する額を3回に分けて、令和5年4月・6月・8月に支給される公的年金から差し引きます。

（以下、「仮特別徴収」といいます。）令和5年10月・12月・令和6年2月に差し引かれる税額は令和5年度の公的年金等に係る個人市民税・県民税額から仮特別徴収された額を控除した残額となります。

納付方法	特別徴収（仮特別徴収）			特別徴収（本徴収）		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
公的年金等の所得に対する税額	前年度の 年税額の 1/6	同左	同左	年税額から 仮特別徴収税額 を控除した残額 の1/3	同左	同左

※ 端数については、本徴収および仮特別徴収の各々の開始月に含まれます。

■公的年金からの特別徴収の停止について

本通知で、公的年金から特別徴収する税額をお知らせしている方であっても、橋本市外に転出された場合や、公的年金の支給停止などがあった場合は、特別徴収が行えなくなるため、改めて納付いただく税額等を記載した納税通知書を送付します。

【公的年金からの特別徴収が停止される事由】

- ・市外へ転出された場合
- ・公的年金の支給停止等により、公的年金からの特別徴収が行えなくなった場合
- ・公的年金から特別徴収される税額が減額となった場合

※税額が減額となる時期によって、特別徴収を継続する場合があります。

3 普通徴収の1期から4期分を給与からの特別徴収へ切り替えるためには

就職等により普通徴収（年金特別徴収開始年度または再開年度の1、2期の普通徴収分を除く）から給与特別徴収への切り替えを希望される場合は、勤務先の給与担当者を通じてご連絡ください。

問い合わせ先

橋本市 総務部 税務課 市民税係

e-mail : zeimu@city.hashimoto.lg.jp

TEL 0736-33-6212 FAX 0736-33-1665